

財務監査（備品管理）結果報告書

第1 監査の概要

- 1 監査の目的 地方自治法第199条第5項の規定による財務監査で、町が管理する備品に係わる以下の事項について監査を実施した。
 - (1) 備品台帳が正確に整理され、備品の管理が適正に行われているか。
 - (2) 備品として購入されたものが有効に使用されているか。
- 2 監査対象 聖籠こども園（子ども教育課）
（株）聖籠の杜 ざぶ〜ん館（保健福祉課）
- 3 監査期間 令和3年10月5日（火）
- 4 監査委員氏名 聖籠町代表監査委員 二宮 秀男
聖籠町監査委員 田中 智之

第2 監査結果

- 1 聖籠こども園（子ども教育課）

コロナウイルス感染防止から、こども園現地への立ち入り監査は中止し書類のみの監査を、子ども教育課職員の立ち合いを求め監査委員室にて実施した。

提出された資料について、所定の備品台帳と異なっており正規の書式で整理すること求めると共に、調理器具について法人所有か町有財産かを明確にし台帳整理されたい。
- 2 （株）聖籠の杜 ざぶ〜ん館（保健福祉課）

提出された備品台帳及び前回監査時の報告書に基づき、保健福祉課長等及びざぶ〜ん館支配人等の立ち合いで現地に赴き実施した。

前回の指摘事項については改善が確認され、法人所有の備品との区別が明確になっていたが、一部所管替えした備品において所管替えの相手先が記載されておらず、不備な点が見受けられたので改善されたい。

また、使っていない高価な備品が見受けられるので、有効活用を考えられたい。備品の中には耐用年数が過ぎて傷んでいるものも見受けられ、来客の多い施設として、換えかえることも必要と思われるので考慮されたい。

以上